



## MLC GIRLS BECOME WORLD-READY WOMEN

### 福祉後見人の責務

生徒の福祉後見人を推薦・指名することができるのは、その生徒の親またはその生徒の法的な養育権を有している方のみです。

### 後見人になるための要件

福祉後見人の役割を引き受ける方は、つぎに挙げる条件を満たしていなければなりません：

- 21歳より上の年齢で、当該の生徒がMLCに通っている間はオーストラリアのメルボルンに在住していること。
- 善良な人格であり、当該の生徒がコースを修了するまでオーストラリアに居住する許可を有していること。
- 「福祉後見人指名」(Appointment of Welfare Guardianship)の用紙に記入して、当該の生徒の親からの福祉後見人指名の証拠を書面にて提出すること。
- 「福祉後見人了承」(Acceptance of Welfare Guardianship)の用紙に記入して、当該の生徒の福祉後見人を受け取る旨を伝える通知を本校に提出すること。
- 「子どもと接する作業・仕事をする際の身元・経歴証明書」(Working with Children Check)を提出すること。また、同証明書申請時の領収書を、「福祉後見人了承」の用紙と共に提出すること。同証明書についての詳細は、以下のホームページをご参照ください：<http://www.workingwithchildren.vic.gov.au>
- 英語を流暢に話せる、または必要な際には通訳を手配する意思があること。

### 一般的な責任事項

福祉後見人は一般的に、つぎのような事項の責任を負います：

- 当該の生徒、およびその両親の双方と、定期的に連絡をとること。
- 当該の生徒が欠席する際には本校にその旨を通知すること。
- 本校とのやり取りにおいて、当該生徒の両親の代理人として行動すること。
- 懸念事項について協議する際には、すぐに参加できる状態にいること。
- 本校の式典や行事のうち、説明会や保護者面談、福祉後見人会議など、当該の生徒に関わるものには出席すること。
- 健康上の問題、医療上の緊急事態、旅行、長期の休みの間の滞在先の手配など、必要なときに当該の生徒をすぐにサポートできる状態にいること。
- 食事に招待するなどして、当該生徒の健康で幸福な生活に積極的に関わっていくこと。
- 当該生徒の学業の進み具合に関心を持ち、その進捗を監視すること。
- もし当該の福祉後見人がなんらかの理由で連絡が取れなくなったり責務を果たせなくなる場合は、代理の福祉後見人についてを本校に通知すること。たとえば、福祉後見人が4週間以内など短期間メルボルンを離れなければならない場合は、このような代理の福祉後見人が指名されなければなりません。また、1ヵ月を越える期間に渡りメルボルンを離れる場合は、新たに正規の福祉後見人が指名されなければなりません。
- 生徒の宿泊先を変更する予定がある場合、新しい宿泊先に移る前に学校まで知らせてください。

生徒が本校に在学するためには、上記の条件・要件を満たしていることが前提条件となります。

**この用紙は、参照用にお手元に保管するようにしてください。**

August 2014

MLC  
207 Barkers Road Kew  
Victoria 3101 Australia  
T: +61 3 9274 6333  
F: +61 3 9819 2345  
E: college@mlc.vic.edu.au

MLC Admissions  
T: +61 3 9274 6316  
F: +61 3 9819 5143  
E: admissions@mlc.vic.edu.au

[www.mlc.vic.edu.au](http://www.mlc.vic.edu.au)

Methodist Ladies' College Limited ABN 55 006 036 979 CRICOS 00325A A School of the Uniting Church in Australia

